社会福祉法人山形市社会福祉協議会虐待防止のための指針

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和4年4月1日設定）

１．虐待防止に関する基本的な考え方

　⑴　法人としての理念

介護サービス並びに障がいサービス利用者（以下「ご利用者」という。）への虐待

は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、児童虐待防止法、高齢者虐待防止

法及び障害者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底す

るため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたります。

⑵　虐待の定義

①　身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与え、又はそのおそれのある行

為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

②　介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又

　　　　　は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

③　心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神

的、情緒的な苦痛を与えること。

④　性的虐待

利用者にわいせつな行為をし、又は利用者にわいせつな行為をさせるこ

と。

⑤　経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由な

　　　　　く制限すること。

２．虐待防止のための体制

次の取組みを継続的に実施し、虐待防止のため体制を維持・強化します。

　⑴　虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会の設置・開催

虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を次のと

おり設置し、虐待防止に関する取り組み等の確認・防止等を検討します。

（グループホーム鈴川の委員会）

①　グループホーム鈴川の委員会は、地元地区連合町内会長、地元地区民児協副会長、

地元町内会長、利用者家族代表、地域包括支援センター及びグループホーム鈴川管

理者等をもって構成します。

②　グループホーム鈴川の委員会は、３か月に１回以上開催します。

　　（グループホーム鈴川以外の事業所の委員会）

　　　①　グループオーム鈴川以外の事業所の委員会は、一体的に設置します。

　　　②　グループホーム鈴川以外の事業所の委員会は、事務局長、事業所を所管する課の

長、事業所管理者及びサービス提供責任者等をもって構成します。

　　　③　グループホーム鈴川以外の事業所の委員会は、年１回以上開催します。

⑵　委員会の検討項目

①　虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する

②　虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

③　従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること

④　虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

⑤　虐待が発生した場合に、その対応に関するこ

⑥　虐待の原因分析と再発防止策に関すること

　⑶　記録及び周知

委員会での検討内容を適切に記録・保管し、委員会の結果について、職員に周知

をします。

⑷　責任者（担当者）

本会が行う介護サービス並びに障がいサービスの事業所（以下「事業所」という。）

単位に、虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者（担当者）置き、そ

の責任者は、事業所の管理者とします。

３．虐待防止のための職員研修

虐待防止のため、居宅介護員、訪問介護員、介護職員及びその他の従業者を対象とし

た研修を実施します。職員採用時の他、年１回以上実施します。

研修の実施にあたっては、実施日、実施場所、研修内容(研修概要)、を記載した記

録を作成します。

４．虐待等に関する報告

⑴　利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対

応します。

⑵　利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決

につなげるよう努めます。

⑶　事業所内で虐待等が疑われる場合は、責任者に報告し、速やかな解決につなげるよ

う努めます。

⑷　事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、

従業員は日頃から虐待の早期発見に努めます。

⑸　事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委

員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

⑹　必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行います。

５．虐待等が発生した場合の対応

　⑴　虐待が発生した場合の対応については、国が示す「高齢者虐待発生後対応マニュア

ル」等を参考に対応します。

⑵　虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除

　 去に努めます。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職

位等の如何を問わず、厳正に対処します。

⑶　緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の

　 保全を最優先する。

６．成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に

応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

７．虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

⑴　虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告し

　 ます。

⑵　受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細

心の注意を払って対処します。

⑶　相談受付後の対応は、「4．虐待等に関する報告」に沿って対応し、対応の結果は相

談者にも報告しまず。

８．ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本会各事業所で使用するマニュアル等に綴り、全ての職員が閲覧を可

能とする他、ご利用者及びご家族が閲覧できるように事業所受付への掲示や法人ホ

ームページへの掲載を行います。

１０．その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に

参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。